

# マスターズ公認記録 申請ルールについて

奈良マスターズ陸上競技連盟（以下「奈良マスターズ」）では、前年（1月1日～12月31日）の公認記録を整理し、結果を「ホームページ」に掲載していきたいと考えています。  
つきましては、マスターズ公認記録申請ルールを次のとおり定め、皆様にご案内いたします。

**※2018年分の申請締め切りを2019年1月末日としますので 宜しくお願いいたします。**

## 1. マスターズ公認記録について

奈良マスターズ会員の皆様が各種競技会において出された記録については、次の手続きにより公認記録となります。

### (1) マスターズが主催または主管する各種競技会における記録

主催または主管する都道府県マスターズや地域マスターズが日本マスターズ陸上競技連合(以下「日本マスターズ」)に記録の公認申請をすることにより、マスターズ公認記録となる。

### (2) 陸上競技協会や実業団等の公認競技会における記録

記録を出した会員が所属する都道府県マスターズから日本マスターズへ申請することにより公認記録となる。このためには、会員から奈良マスターズへの記録申請が必要。

### (3) 奈良マスターズにおける各種目別・年齢クラス別の最高記録の公認

奈良マスターズで年度更新を行い、日本マスターズに申請することにより、奈良県の最高記録（マスターズ県記録）として認定される。

## 2. 記録申請ルールについて

マスターズの記録公認は前項手続きによりますが、現状の奈良においては奈良マスターズが主催する競技会以外（他都道府県マスターズでの競技会等）での記録について把握することは困難です。

そのため、奈良マスターズの会員の皆様が各種競技会で出された記録のうち、次の競技会の記録について、皆様自身が事務局へ申請していただく必要があります。奈良最高記録に該当する場合でも申請がなければ、最高記録の更新はできません。

### <記録申請が必要な競技会>

- ① 地域マスターズ主催の公認大会（選手権大会等）
- ② 都道府県マスターズ主催の公認競技会（選手権大会や記録会等）
- ③ 日本陸上競技連盟主催の公認競技会または各陸上競技協会主催または主管の公認競技会
- ④ 実業団主催または主管の公認競技会
- ⑤ 世界マスターズまたはアジアマスターズ主催の海外競技大会
- ⑥ 日本マスターズが主催する全日本マスターズ選手権等の競技会

## 3. 記録申請に必要な書類等

- ① 記録申請書（添付の申請書、もしくはホームページからダウンロード）
- ② 記録証または表彰状の写し（※風速や重量の記載が必要）
- ③ 「記録申請が必要な競技会」③～⑤については添付の日本マスターズの競技規則を参照願います。

## 4. 申請期限および申請先

- ① 競技会終了後、速やかに申請してください。
- ② 年度毎に記録更新するため、記録樹立年の翌年1月末を申請の最終期限とします。
- ③ 申請先：奈良マスターズ陸上競技連盟 事務局  
申請方法：郵送以外にファックスまたはPDFファイルのメール送付も可。

## 《参考資料》記録申請が必要な競技会 ③～⑤について

### 【日本マスターズ陸上競技連合競技規則・抜粋】

#### 6 公認競技会の条件

- (1) 本連合が主催・後援するマスターズ陸上競技大会であること。
- (2) 都道府県マスターズ陸上競技連盟が主催する大会・記録会であらかじめ本連合に申請し、認可された競技会であること。
- (3) マスターズ以外の競技会は、(公財)日本陸上競技連盟傘下および協力団体の競技会で  
(公財)日本陸上競技連盟の主要競技会日程表(陸連カレンダー)に掲載されている競技会であること。

#### 7 記録の公認 本連合の規程による範囲内で、記録申請のあったもの。(4週間以内に提出がなければ記録公認しない。)

本連合および本連合の地域ブロック並びに都道府県連盟主催の競技会以外(いわゆる陸連・陸協など主催の競技会については、下記の条件を満たし都道府県マスターズ陸上競技連盟から本連合へ申請のあったものであること。

- (1) 大会のプログラムまたはその写し。
- (2) 申請者が出場した種目の参加者氏名と記録一覧表の写し。
- (3) 申請者の記録証明書(大会主催者、審判長、または記録主任のサインがあること。)
- (4) 所属マスターズ連盟の署名があること。
- (5) 日本記録申請時、年齢の確認できるもの(健康保険証、運転免許証等の写し)を必ず添付すること。  
(当該年度内であれば一度提出があった場合には、二度目から添付不要)
- (6) 世界記録、日本記録申請時は、トラック競技については写真判定主任のサインのあるゼロコントロールおよびフィニッシュ画像を必ず添付すること。
- (7) 記録公認料1件につき3,000円を納付すること。(注)